

平成27年

第1回市議会定例会 議案第33号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第13条の3第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

附則第13項各号列記以外の部分中「当分の間」を「平成27年3月31日までの間」に改める。

別表1を次のように改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第9項各号列記以外の部分中「には」の後ろに「，平成27年3月31日までの間」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「には」の後ろに「，平成27年3月31日までの間」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中一般職の職員の給与に関する条例附則第16項の改正規定を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000

7	828,000
---	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例附則第13項の改正規定に限る。）および第2条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。（給料の切替えに伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（再任用職員および医師職給料表の適用を受ける職員を除く。）で、その者の切替日以後に受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が、切替日の前日において受けていた給料月額の一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用がないものとした場合の給料月額（以下この項において「基礎給料月額」という。）（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める額とする。以下この項において「切替前給料月額」という。）から、切替前給料月額からこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなった給料表に定める給料月額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額（以下この項において「経過措置基準額」という。）に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、平成28年3月31日までの間、切替後給料月額のほか、経過措置基準額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
 - (1) 切替日の前日において第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用を受けていた職員（次号に掲げる職員を除く。） 基礎給料月額に同項の規定を適用した場合の給料月額
 - (2) 切替日の前日において第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年函館市条例

第26号) 附則第9項から第11項までおよび第3条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年函館市条例第53号) 附則第3項から第5項までの規定(以下この項において「平成18年等経過措置」という。)による給料を支給されていた職員 基礎給料月額(切替日の前日において第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用を受けていた職員にあっては、基礎給料月額に同項の規定を適用した場合の給料月額)と平成18年等経過措置による給料の額との合計額

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(市長への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

一般職の職員の給与を改定するため

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200

再任
用職
員以
外の
職員

4 2	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
4 3	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
4 4	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
4 5	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
4 6	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
4 7	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
4 8	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
4 9	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
5 0	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
5 1	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
5 2	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
5 3	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
5 4	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
5 5	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
5 6	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
5 7	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
5 8	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
5 9	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
6 0	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
6 1	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
6 2	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
6 3	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
6 4	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
6 5	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
6 6	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
6 7	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
6 8	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
6 9	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
7 0	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
7 1	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
7 2	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
7 3	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
7 4	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
7 5	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
7 6	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
7 7	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
7 8	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
7 9	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
8 0	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
8 1	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
8 2	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
8 3	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
8 4	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			
8 5	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900			

8 6	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000				
8 7	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300				
8 8	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500				
8 9	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700				
9 0	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000				
9 1	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300				
9 2	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500				
9 3	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
9 4		292,500	340,300						
9 5		292,900	340,800						
9 6		293,300	341,200						
9 7		293,500	341,300						
9 8		293,800	341,800						
9 9		294,200	342,200						
1 0 0		294,600	342,500						
1 0 1		294,800	342,800						
1 0 2		295,100	343,200						
1 0 3		295,500	343,600						
1 0 4		295,800	344,000						
1 0 5		296,000	344,500						
1 0 6		296,300	344,900						
1 0 7		296,700	345,300						
1 0 8		297,000	345,700						
1 0 9		297,200	346,200						
1 1 0		297,600	346,600						
1 1 1		298,000	346,900						
1 1 2		298,300	347,200						
1 1 3		298,400	347,700						
1 1 4		298,700							
1 1 5		299,000							
1 1 6		299,400							
1 1 7		299,600							
1 1 8		299,800							
1 1 9		300,100							
1 2 0		300,400							
1 2 1		300,800							
1 2 2		301,000							
1 2 3		301,300							
1 2 4		301,600							
1 2 5		301,900							
再任用職員	給料月額 (円)	212,900							

備考 この表は、医師職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。